

令和5年度第3回三重県循環器病対策推進協議会
社会連携・リハビリ部会 議事概要

- 1 日時 令和6年2月8日(木) 18:00~18:40
- 2 開催方法 Zoom Meetings
- 3 出席者 園田委員(部会長)、石田委員、奥田委員、近藤委員、島田委員、鈴木委員、高桑委員、田中委員、福森委員、松尾委員、三木委員、水谷委員、南出委員、百崎委員、柳川委員
- 4 議題
 - 1 第2期三重県循環器病対策推進計画の中間案について
 - 2 第1期三重県循環器病対策推進計画の取組について
 - 3 第7次三重県医療計画(脳卒中対策・心筋梗塞等の心血管疾患対策)の目標達成状況について
- 5 内容

1 第2期三重県循環器病対策推進計画の最終案について

<主な質疑等>

(委員)

リハビリテーションの取組の内容に、健康運動指導士に関する記載を追記することに違和感を覚える。循環器病患者は、急性期から回復期の方が中心となるため、疾患リスクが高い方が対象になるかと思われる。その中で、医療専門職でない健康運動指導士を明記してよいものなのか、疑問に思った。

(事務局)

健康運動指導士に関する意見をいただいた際、制度について調べたり、心臓リハビリテーションと関係が深いという点で心疾患対策部会の先生にご意見を伺ったりしている。その際、医療専門職と同列に並べるかどうかという点はあるものの、心臓リハビリテーションの中で一定の役割は果たしてくれるのではないかとすることで、掲載してはどうかというご意見をいただいた。そのため、今回は多職種の末尾に加える形で掲載している。

(委員)

健康運動指導士は、リスク管理ができないと思う。どのように健康運動指導士に関わってもらうかによるが、理学療法士や作業療法士は病院で医師と一緒にリスク管理ができるが、健康運動指導士は必ずしも病院にいる訳ではないため、リスク管理が難しいのではないかと。

(部会長)

健康運動指導士は、心臓リハビリテーション指導士の要件の1つにもなっていて、厚生労働省から一定の担保がされている。確かに、専門職と並列するのは良くないが、除くことも問題かと思うため、末尾に記載するのが落としどころかと個人的には思っている。

(委員)

正直、疾患の管理を健康運動指導士が本当にできるのか疑問に感じていた。このままの記載では、医療専門職と並列にされているとしか読めない。

(部会長)

理学療法士や作業療法士の直後に記載することは避けている。あえて、専門職から離れたところに記載している。これが落としどころかと思う。

(委員)

最近では、運動の関係で様々な事務局ができており、そういった意味では予防的な観点からも健康運動指導士との連携も大事になってくると思う。本当に重症な方のリハビリテーションについては別だが、予防的な観点からは積極的に関わっていたらとありがたいと思う。

(委員)

歯科衛生士について追記していただき、ありがたい。しかし、歯科衛生士は歯科医師の指示が必要となるため、歯科医師という文言についても記載いただきたい。

(事務局)

歯科衛生士に指示をできるのは歯科医師であるため、記載する場所は整理するが、歯科医師という文言は追加させていただく。

2 第1期三重県循環器病対策推進計画の取組について

3 第7次三重県医療計画（脳卒中对策・心筋梗塞等の心血管疾患対策）の目標達成状況について

<主な質疑等>

(委員)

県民に対するイオンモールでの健康啓発イベントについて、医療ソーシャルワーカーによる健康相談と記載されているが、健康相談は看護師が対象になる。医療ソーシャルワーカーは、医療福祉相談がメインになるかと思う。

(事務局)

記載を修正させていただく。